

【参考資料】

令和6年第4回奥州市議会定例会

条例議案 新旧対照表

議案第2号 奥州市手数料条例の一部を改正する条例

議案第3号 奥州市道路占用料徴収条例及び道路法等の適用を受けない公共用財産の管理に関する条例の一部を改正する条例

〔奥州市道路占用料徴収条例（第1条関係）
道路法等の適用を受けない公共用財産の管理に関する条例（第2条関係）〕

議案第4号 奥州市営バス条例の一部を改正する条例

議案第5号 奥州市男女共同参画推進条例の一部を改正する条例

議案第6号 奥州市まちなか交流館条例の一部を改正する条例

議案第7号 奥州市布設工事監督者を配置する水道の布設工事及び布設工事監督者等の資格を定める条例の一部を改正する条例

奥州市手数料条例新旧対照表

改 正 後			現 行		
別表第 1 （第 2 条関係）			別表第 1 （第 2 条関係）		
事務	名称	金額	事務	名称	金額
略	略	略	略	略	略
8 建築基準法第 7 条第 1 項（同法第 6 条第 1 項第 4 号に掲げる建築物に限る。）の規定に基づく完了検査の申請又は同法第18条第20項の規定に基づく完了の通知に対する審査	略	略	8 建築基準法第 7 条第 1 項（同法第 6 条第 1 項第 4 号に掲げる建築物に限る。）の規定に基づく完了検査の申請又は同法第18条第16項の規定に基づく完了の通知に対する審査	略	略
9 建築基準法第88条第 1 項において準用する同法第 7 条第 1 項（建築基準法施行令第138条第 1 項第 1 号若しくは第 3 号又は第 5 号に掲げる工作物）の規定に基づく完了検査の申請又は同法第18条第20項の規定に基づく完了の通知に対する審査	略	略	9 建築基準法第88条第 1 項において準用する同法第 7 条第 1 項（建築基準法施行令第138条第 1 項第 1 号若しくは第 3 号又は第 5 号に掲げる工作物）の規定に基づく完了検査の申請又は同法第18条第16項の規定に基づく完了の通知に対する審査	略	略
略	略	略	略	略	略

奥州市道路占用料徴収条例新旧対照表（第1条関係）

改 正 後				現 行			
別表（第2条関係）				別表（第2条関係）			
占用物件		単位	占用料	占用物件		単位	占用料
法第32条第1項 第1号に掲げる 工作物	第1種電柱	1本につき1年当 たり	<u>550円</u>	法第32条第1項 第1号に掲げる 工作物	第1種電柱	1本につき1年当 たり	<u>480円</u>
	第2種電柱		<u>850円</u>		第2種電柱		<u>730円</u>
	第3種電柱		<u>1,100円</u>		第3種電柱		<u>980円</u>
	第1種電話柱		<u>490円</u>		第1種電話柱		<u>420円</u>
	第2種電話柱		<u>790円</u>		第2種電話柱		<u>680円</u>
	第3種電話柱		<u>1,100円</u>		第3種電話柱		<u>930円</u>
	その他の柱類		<u>49円</u>		その他の柱類		<u>42円</u>
	共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートルに つき1年当たり	<u>5円</u>		共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートルに つき1年当たり	<u>4円</u>
	地下に設ける電線その他の線類		3円		地下に設ける電線その他の線類		3円
	路上に設ける変圧器	1個につき1年当 たり	<u>480円</u>		路上に設ける変圧器	1個につき1年当 たり	<u>420円</u>
	地下に設ける変圧器	占用面積1平方メ ートルにつき1年 当たり	<u>300円</u>		地下に設ける変圧器	占用面積1平方メ ートルにつき1年 当たり	<u>250円</u>
	変圧塔その他これに類するもの及び公 衆電話所	1個につき1年当 たり	<u>990円</u>		変圧塔その他これに類するもの及び公 衆電話所	1個につき1年当 たり	<u>850円</u>
	郵便差出箱及び信書便差出箱		<u>410円</u>		郵便差出箱及び信書便差出箱		<u>360円</u>
	広告塔	表示面積1平方メ ートルにつき1年 当たり	<u>770円</u>		広告塔	表示面積1平方メ ートルにつき1年 当たり	<u>830円</u>
	その他のもの	占用面積1平方メ ートルにつき1年 当たり	<u>990円</u>		その他のもの	占用面積1平方メ ートルにつき1年 当たり	<u>850円</u>
法第32条第1項 第2号に掲げる 物件	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートルに つき1年当たり	<u>21円</u>	法第32条第1項 第2号に掲げる 物件	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートルに つき1年当たり	<u>18円</u>
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未 満のもの		<u>30円</u>		外径が0.07メートル以上0.1メートル未 満のもの		<u>25円</u>
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未 満のもの		<u>44円</u>		外径が0.1メートル以上0.15メートル未 満のもの		<u>38円</u>
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未 満のもの		<u>59円</u>		外径が0.15メートル以上0.2メートル未 満のもの		<u>51円</u>
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未 満のもの		<u>89円</u>		外径が0.2メートル以上0.3メートル未 満のもの		<u>76円</u>
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未 満のもの		<u>120円</u>		外径が0.3メートル以上0.4メートル未 満のもの		<u>100円</u>
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未 満のもの		<u>210円</u>		外径が0.4メートル以上0.7メートル未 満のもの		<u>180円</u>

奥州市道路占用料徴収条例新旧対照表（第1条関係）

改 正 後					現 行				
	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの			300円		外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの			250円
	外径が1メートル以上のもの			590円		外径が1メートル以上のもの			510円
法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設			占用面積1平方メートルにつき1年当たり	990円	法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設			占用面積1平方メートルにつき1年当たり	850円
法第32条第1項第5号に掲げる施設	地下街及び地下室	階数が1のもの		Aに0.004を乗じて得た額	法第32条第1項第5号に掲げる施設	地下街及び地下室	階数が1のもの		Aに0.005を乗じて得た額
		階数が2のもの		Aに0.006を乗じて得た額			階数が2のもの		Aに0.008を乗じて得た額
		階数が3以上のもの		Aに0.007を乗じて得た額			階数が3以上のもの		Aに0.01を乗じて得た額
	上空に設ける通路			380円		上空に設ける通路			420円
	地下に設ける通路			230円		地下に設ける通路			250円
	その他のもの			990円		その他のもの			850円
法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの		占用面積1平方メートルにつき1日当たり	8円	法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの		占用面積1平方メートルにつき1日当たり	8円
	その他のもの		占用面積1平方メートルにつき1月当たり	77円		その他のもの		占用面積1平方メートルにつき1月当たり	83円
道 路 法 施 行 令 （昭和27年政令第479号。以下「政令」という。）第7条第1号に掲げる物件	看板（アーチであるものを除く。）	一時的に設けるもの	表示面積1平方メートルにつき1月当たり	77円	道 路 法 施 行 令 （昭和27年政令第479号。以下「政令」という。）第7条第1号に掲げる物件	看板（アーチであるものを除く。）	一時的に設けるもの	表示面積1平方メートルにつき1月当たり	83円
		その他のもの	表示面積1平方メートルにつき1年当たり	770円			その他のもの	表示面積1平方メートルにつき1年当たり	830円
	標識		1本につき1年当たり	790円		標識		1本につき1年当たり	680円
	旗ざお	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	1本につき1日当たり	8円		旗ざお	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	1本につき1日当たり	8円
		その他のもの	1本につき1月当たり	77円			その他のもの	1本につき1月当たり	83円
	幕（政令第7条第4号に掲げる工事用施設であるものを除く。）	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	その面積1平方メートルにつき1日当たり	8円		幕（政令第7条第4号に掲げる工事用施設であるものを除く。）	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	その面積1平方メートルにつき1日当たり	8円
		その他のもの	その面積1平方メートルにつき1月当たり	77円			その他のもの	その面積1平方メートルにつき1月当たり	83円

奥州市道路占用料徴収条例新旧対照表（第1条関係）

改 正 後					現 行				
	アーチ	車道を横断するもの	1 基につき 1 月当たり	<u>770円</u>		アーチ	車道を横断するもの	1 基につき 1 月当たり	<u>830円</u>
		その他のもの		<u>380円</u>			その他のもの		<u>420円</u>
政令第 7 条第 2 号に掲げる工作物			占用面積 1 平方メートルにつき 1 年当たり	<u>990円</u>	政令第 7 条第 2 号に掲げる工作物			占用面積 1 平方メートルにつき 1 年当たり	<u>850円</u>
政令第 7 条第 3 号に掲げる施設				<u>A に 0.031 を乗じて得た額</u>	政令第 7 条第 3 号に掲げる施設				<u>A に 0.033 を乗じて得た額</u>
政令第 7 条第 4 号に掲げる工事用施設及び同条第 5 号に掲げる工事用材料			占用面積 1 平方メートルにつき 1 月当たり	<u>77円</u>	政令第 7 条第 4 号に掲げる工事用施設及び同条第 5 号に掲げる工事用材料			占用面積 1 平方メートルにつき 1 月当たり	<u>83円</u>
政令第 7 条第 6 号に掲げる仮設建築物及び同条第 7 号に掲げる施設				<u>99円</u>	政令第 7 条第 6 号に掲げる仮設建築物及び同条第 7 号に掲げる施設				<u>85円</u>
政令第 7 条第 8 号に掲げる施設	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの		占用面積 1 平方メートルにつき 1 年当たり	<u>A に 0.014 を乗じて得た額</u>	政令第 7 条第 8 号に掲げる施設	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの		占用面積 1 平方メートルにつき 1 年当たり	<u>A に 0.019 を乗じて得た額</u>
	上空に設けるもの			<u>A に 0.017 を乗じて得た額</u>		上空に設けるもの			<u>A に 0.023 を乗じて得た額</u>
	地下（トンネルの上の地下を除く。）に設けるもの	階数が 1 のもの		<u>A に 0.004 を乗じて得た額</u>		地下（トンネルの上の地下を除く。）に設けるもの	階数が 1 のもの		<u>A に 0.005 を乗じて得た額</u>
		階数が 2 のもの		<u>A に 0.006 を乗じて得た額</u>			階数が 2 のもの		<u>A に 0.008 を乗じて得た額</u>
		階数が 3 以上のもの		<u>A に 0.007 を乗じて得た額</u>			階数が 3 以上のもの		<u>A に 0.01 を乗じて得た額</u>
	その他のもの			<u>A に 0.025 を乗じて得た額</u>		その他のもの			<u>A に 0.033 を乗じて得た額</u>
	政令第 7 条第 9 号に掲げる施設	建築物		<u>A に 0.019 を乗じて得た額</u>		政令第 7 条第 9 号に掲げる施設	建築物		<u>A に 0.019 を乗じて得た額</u>
その他のもの		<u>A に 0.014 を乗じて得た額</u>	その他のもの		<u>A に 0.013 を乗じて得た額</u>				
政令第 7 条第 11 号に掲げる応急仮設建築物	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの		<u>A に 0.019 を乗じて得た額</u>	政令第 7 条第 11 号に掲げる応急仮設建築物	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの		<u>A に 0.019 を乗じて得た額</u>		
	上空に設けるもの		<u>A に 0.022 を乗じて得た額</u>		上空に設けるもの		<u>A に 0.023 を乗じて得た額</u>		
	その他のもの		<u>A に 0.031 を乗じて得た額</u>		その他のもの		<u>A に 0.033 を乗じて得た額</u>		
政令第 7 条第 12 号に掲げる器具				<u>A に 0.025 を乗じて得た額</u>	政令第 7 条第 12 号に掲げる器具				<u>A に 0.033 を乗じて得た額</u>

道路法等の適用を受けない公共用財産の管理に関する条例新旧対照表（第２条関係）

改 正 後				現 行			
別表（第７条関係）				別表（第７条関係）			
１ 占用料				１ 占用料			
種別		単位	金額	種別		単位	金額
柱類	第１種電柱	１本につき１年 当たり	<u>550円</u>	柱類	第１種電柱	１本につき１年 当たり	<u>480円</u>
	第２種電柱		<u>850円</u>		第２種電柱		<u>730円</u>
	第３種電柱		<u>1,100円</u>		第３種電柱		<u>980円</u>
	第１種電話柱		<u>490円</u>		第１種電話柱		<u>420円</u>
	第２種電話柱		<u>790円</u>		第２種電話柱		<u>680円</u>
	第３種電話柱		<u>1,100円</u>		第３種電話柱		<u>930円</u>
	その他の柱類		<u>49円</u>		その他の柱類		<u>42円</u>
線類	共架電線その他上空に設ける線類	長さ１メートル	<u>５円</u>	線類	共架電線その他上空に設ける線類	長さ１メートル	<u>４円</u>
	地下電線その他地下に設ける線類	につき１年当 たり	３円		地下電線その他地下に設ける線類	につき１年当 たり	３円
変圧器	路上に設ける変圧器	１個につき１年 当たり	<u>480円</u>	変圧器	路上に設ける変圧器	１個につき１年 当たり	<u>420円</u>
	地下に設ける変圧器	占用面積１平方 メートルにつき １年当たり	<u>300円</u>		地下に設ける変圧器	占用面積１平方 メートルにつき １年当たり	<u>250円</u>
変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所		１個につき１年 当たり	<u>990円</u>	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所		１個につき１年 当たり	<u>850円</u>
郵便差出箱及び信書便差出箱			<u>410円</u>	郵便差出箱及び信書便差出箱			<u>360円</u>
広告塔		表示面積１平方 メートルにつき １年当たり	<u>770円</u>	広告塔		表示面積１平方 メートルにつき １年当たり	<u>830円</u>
その他のもの		占用面積１平方 メートルにつき １年当たり	<u>990円</u>	その他のもの		占用面積１平方 メートルにつき １年当たり	<u>850円</u>
管類	外径が0.07メートル未満のもの	長さ１メートル につき１年当 たり	<u>21円</u>	管類	外径が0.07メートル未満のもの	長さ１メートル につき１年当 たり	<u>18円</u>
	外径が0.07メートル以上0.1メートル 未満のもの		<u>30円</u>		外径が0.07メートル以上0.1メートル 未満のもの		<u>25円</u>
	外径が0.1メートル以上0.15メートル 未満のもの		<u>44円</u>		外径が0.1メートル以上0.15メートル 未満のもの		<u>38円</u>
	外径が0.15メートル以上0.2メートル 未満のもの		<u>59円</u>		外径が0.15メートル以上0.2メートル 未満のもの		<u>51円</u>
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未 満のもの		<u>89円</u>		外径が0.2メートル以上0.3メートル未 満のもの		<u>76円</u>
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未 満のもの		<u>120円</u>		外径が0.3メートル以上0.4メートル未 満のもの		<u>100円</u>
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未		<u>210円</u>		外径が0.4メートル以上0.7メートル未		<u>180円</u>

道路法等の適用を受けない公共用財産の管理に関する条例新旧対照表（第2条関係）

改 正 後					現 行				
	満のもの				満のもの				
	外径が0.7メートル以上 1メートル未満のもの				外径が0.7メートル以上 1メートル未満のもの				
	満のもの				満のもの				
	外径が1メートル以上のもの				外径が1メートル以上のもの				
鉄道、軌道その他これらに類する施設及び歩廊、雪よけその他これらに類する施設			占用面積 1 平方メートルにつき 1 年当たり	990円	鉄道、軌道その他これらに類する施設及び歩廊、雪よけその他これらに類する施設			占用面積 1 平方メートルにつき 1 年当たり	850円
地下街、地下室、通路その他これらに類する施設	地下街及び地下室	階数が1のもの	1 年当たり	Aに0.004を乗じて得た額		地下街及び地下室	階数が1のもの	1 年当たり	Aに0.005を乗じて得た額
		階数が2のもの		Aに0.006を乗じて得た額			階数が2のもの		Aに0.008を乗じて得た額
		階数が3以上のもの		Aに0.007を乗じて得た額			階数が3以上のもの		Aに0.01を乗じて得た額
	上空に設ける通路			380円		上空に設ける通路			420円
	地下に設ける通路			230円		地下に設ける通路			250円
	その他のもの			990円		その他のもの			850円
露店、商品置場その他これらに類する施設	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの		占用面積 1 平方メートルにつき 1 日当たり	8 円	露店、商品置場その他これらに類する施設	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの		占用面積 1 平方メートルにつき 1 日当たり	8 円
	その他のもの		占用面積 1 平方メートルにつき 1 月当たり	77円		その他のもの		占用面積 1 平方メートルにつき 1 月当たり	83円
看板、標識、旗ざお、幕及びアーチ	看板（アーチであるものを除く。）	一時的に設けるもの	表示面積 1 平方メートルにつき 1 月当たり	77円	看板（アーチであるものを除く。）	一時的に設けるもの	表示面積 1 平方メートルにつき 1 月当たり	83円	
		その他のもの	表示面積 1 平方メートルにつき 1 年当たり	770円		その他のもの	表示面積 1 平方メートルにつき 1 年当たり	830円	
	標識		1 本につき 1 年当たり	790円	標識		1 本につき 1 年当たり	680円	
	旗ざお	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	1 本につき 1 日当たり	8 円	旗ざお	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	1 本につき 1 日当たり	8 円	
		その他のもの	1 本につき 1 月当たり	77円		その他のもの	1 本につき 1 月当たり	83円	
	幕（工事用板囲、足場、詰所その他の工事用	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	その面積 1 平方メートルにつき 1 日当たり	8 円	幕（工事用板囲、足場、詰所その他の工事用	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	その面積 1 平方メートルにつき 1 日当たり	8 円	
		その他のもの	その面積 1 平方	77円		その他のもの	その面積 1 平方	83円	

道路法等の適用を受けない公共用財産の管理に関する条例新旧対照表（第2条関係）

改 正 後					現 行				
	施設であるものを除く。）		メートルにつき 1月当たり			施設であるものを除く。）		メートルにつき 1月当たり	
	アーチ	車道を横断するもの	1基につき1月 当たり	<u>770円</u>		アーチ	車道を横断するもの	1基につき1月 当たり	<u>830円</u>
		その他のもの		<u>380円</u>			その他のもの		<u>420円</u>
太陽光発電設備及び風力発電設備			占用面積1平方 メートルにつき	<u>990円</u>	太陽光発電設備及び風力発電設備			占用面積1平方 メートルにつき	<u>850円</u>
津波からの一時的な避難場所としての機能を有する堅固な施設			1年当たり	<u>Aに0.031を乗じて得た額</u>	津波からの一時的な避難場所としての機能を有する堅固な施設			1年当たり	<u>Aに0.033を乗じて得た額</u>
工事用板囲、足場、詰所その他の工事用施設			占用面積1平方 メートルにつき	<u>77円</u>	工事用板囲、足場、詰所その他の工事用施設			占用面積1平方 メートルにつき	<u>83円</u>
土石、竹木、瓦その他の工事用材料			1月当たり	<u>99円</u>	土石、竹木、瓦その他の工事用材料			1月当たり	<u>85円</u>
防火地域（都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第5号に規定する防火地域をいう。以下同じ。）内に存する建築物（以下「既存建築物」という。）を除去して、当該防火地域内にこれに代わる建築物として耐火建築物（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第9号の2に規定する耐火建築物をいう。以下同じ。）を建築する場合（既存建築物が防火地域と防火地域でない地域にわたって存する場合において、当該既存建築物を除去して、当該既存建築物の敷地（その近接地を含む。）又は当該防火地域内に、これに代わる建築物として耐火建築物を建築するときを含む。）において、当該耐火建築物の工事期間中当該既存建築物に替えて必要となる仮設店舗その他の仮設建築物					防火地域（都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第5号に規定する防火地域をいう。以下同じ。）内に存する建築物（以下「既存建築物」という。）を除去して、当該防火地域内にこれに代わる建築物として耐火建築物（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第9号の2に規定する耐火建築物をいう。以下同じ。）を建築する場合（既存建築物が防火地域と防火地域でない地域にわたって存する場合において、当該既存建築物を除去して、当該既存建築物の敷地（その近接地を含む。）又は当該防火地域内に、これに代わる建築物として耐火建築物を建築するときを含む。）において、当該耐火建築物の工事期間中当該既存建築物に替えて必要となる仮設店舗その他の仮設建築物				
都市再開発法（昭和44年法律第38号）による市街地再開発事業に関する都市計画において定められた施行区域内の建築物に居住する者で同法第2条第6号に規定する施設建築物に入居することとなるものを一時収容するため必要な施設					都市再開発法（昭和44年法律第38号）による市街地再開発事業に関する都市計画において定められた施行区域内の建築物に居住する者で同法第2条第6号に規定する施設建築物に入居することとなるものを一時収容するため必要な施設				
トンネルの上又は高架の道路の路面下に設ける事務所、店舗、倉庫、住宅、自動車駐車場、自転車駐車場、広場、公園、運動場その他これらに類する施設	建築物		占用面積1平方 メートルにつき	Aに0.019を乗じて得た額	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設ける事務所、店舗、倉庫、住宅、自動車駐車場、自転車駐車場、広場、公園、運動場その他これらに類する施設	建築物		占用面積1平方 メートルにつき	Aに0.019を乗じて得た額
	その他のもの		1年当たり	<u>Aに0.014を乗じて得た額</u>		その他のもの		1年当たり	<u>Aに0.013を乗じて得た額</u>
建築基準法第85条第1項に規定する区域内に存する道路（車両又は歩行者の通行の用に供する部分及び路肩の部分を除く。）の区域内の土地に設ける同項第	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの			Aに0.019を乗じて得た額	建築基準法第85条第1項に規定する区域内に存する道路（車両又は歩行者の通行の用に供する部分及び路肩の部分を除く。）の区域内の土地に設ける同項第	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの			Aに0.019を乗じて得た額
	上空に設けるもの			<u>Aに0.022を乗じて得た額</u>		上空に設けるもの			<u>Aに0.023を乗じて得た額</u>

道路法等の適用を受けない公共用財産の管理に関する条例新旧対照表（第2条関係）

改 正 後				現 行			
1号に該当する応急仮設建築物で、被災者の居住の用に供するため必要なもの	その他のもの		<u>Aに0.031を乗じて得た額</u>	1号に該当する応急仮設建築物で、被災者の居住の用に供するため必要なもの	その他のもの		<u>Aに0.033を乗じて得た額</u>
道路の区域内の地面に設ける自転車（側車付きのものを除く。以下同じ。）、原動機付自転車（側車付きのものを除く。）又は道路運送車両法第3条に規定する小型自動車若しくは軽自動車で二輪のもの（いずれも側車付きのものを除く。）を駐車させるため必要な車輪止め装置その他の器具			<u>Aに0.025を乗じて得た額</u>	道路の区域内の地面に設ける自転車（側車付きのものを除く。以下同じ。）、原動機付自転車（側車付きのものを除く。）又は道路運送車両法第3条に規定する小型自動車若しくは軽自動車で二輪のもの（いずれも側車付きのものを除く。）を駐車させるため必要な車輪止め装置その他の器具			<u>Aに0.033を乗じて得た額</u>

奥州市営バス条例新旧対照表

改 正 後	現 行
(使用料の区分及び適用範囲) 第5条 使用料の区分及び適用範囲は、次のとおりとする。 (1) 略 (2)・(3) 略 (乗車券の種類) 第6条 定期使用料に係る乗車券の種類は、次のとおりとする。 (1) 通勤定期券 (2) 通学定期券 (3) 通学片道定期券 (4) 買物定期券 (5) 持参人式定期券 (6) 乗継定期券 ア 通勤乗継定期券 イ 通学乗継定期券 ウ 通学片道乗継定期券 エ 買物乗継定期券 オ 持参人式乗継定期券 (使用料の計算方法) 第7条 略 2 略 3 通勤定期使用料及び通学定期使用料については、乗車区間に対応する片道普通使用料（乗車区間が2以上の系統にわたるため、当該乗車区間に対応する片道普通使用料の設定がない場合にあっては、当該系統ごとに定められる片道普通使用料を合算して得た額と当該乗車区間を一系統とみなして第1項の規定により算出した額とを比較し、いずれか低い額。次項において同じ。）を1月につき60倍した額（以下「基準運賃額」という。）から、次条第2号の区分に従い割引した額とし、小学生等については、その半額とする。ただし、他の事業者と競合する路線において、その使用料に差額が生じた場合は、差額の範囲内で調整することができるものとする。 4 通学片道定期使用料については、乗車区間に対応する片道普通使用料を1月につき30倍し、次条第2	(使用料の区分及び適用範囲) 第5条 使用料の区分及び適用範囲は、次のとおりとする。 (1) 略 (2) 回数使用料 使用者が不定停留所間を多数回乗車する場合 (3)・(4) 略 (乗車券の種類) 第6条 回数使用料及び定期使用料に係る乗車券の種類は、当該使用料の区分に応じ、次のとおりとする。 (1) 回数使用料 次に掲げるバスカード ア 1,100円券 イ 3,300円券 ウ 5,700円券 (2) 定期使用料 次に掲げる定期券 ア 通勤定期券 イ 通学定期券 ウ 通学片道定期券 エ 買物定期券 オ 持参人式定期券 カ 乗継定期券 (7) 通勤乗継定期券 (イ) 通学乗継定期券 (ウ) 通学片道乗継定期券 (エ) 買物乗継定期券 (オ) 持参人式乗継定期券 (使用料の計算方法) 第7条 略 2 略 3 回数使用料については、券面に表示された金額を次条第2号の区分に従い割引した額とする。 4 通勤定期使用料及び通学定期使用料については、乗車区間に対応する片道普通使用料（乗車区間が2以上の系統にわたるため、当該乗車区間に対応する片道普通使用料の設定がない場合にあっては、当該系統ごとに定められる片道普通使用料を合算して得た額と当該乗車区間を一系統とみなして第4条第2項及び前条の規定により算出した額とを比較し、いずれか低い額。次項において同じ。）を1月につき60倍した額（以下「基準運賃額」という。）から、次条第3号の区分に従い割引した額とし、小学生等については、その半額とする。ただし、他の事業者と競合する路線において、その使用料に差額が生じた場合は、差額の範囲内で調整することができるものとする。 5 通学片道定期使用料については、乗車区間に対応する片道普通使用料を1月につき30倍し、次条第3

奥州市営バス条例新旧対照表

改 正 後	現 行
号の区分に従い割引した額とし、小学生等については、その半額とする。 <u>5</u> 買物定期使用料及び持参人式定期使用料については、基準運賃額から<u>次条第2号</u>の区分に従い割引した額とする。 <u>6</u> 乗継定期使用料については、前3項に規定する額から、<u>次条第2号</u>に規定する割合を割引した額とする。 <u>7</u> 略 <u>8</u> 使用料の計算上生じた端数は、片道普通使用料及び定期使用料については、10円単位に四捨五入するものとする。ただし、小学生等の片道普通使用料及び定期使用料については、10円単位に切り上げるものとする。 <u>9</u> 略 (使用料の割引) 第8条 使用料の割引は、次の区分による。 (1) 片道普通使用料 ア 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者、都道府県知事が発行する療育手帳の交付を受けている者及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者並びにその介護人（1人に限る。） <u>前条第1項</u>の規定によって得た額の5割引 イ 児童福祉法第12条の4及び第41条から第44条までに規定する諸施設により養護又は保護を受けている児童及びその付添人（1人に限る。） <u>前条第1項</u>の規定によって得た額の5割引 ウ 道路交通法（昭和35年法律第105号）第104条の4第6項の規定により運転経歴証明書の交付を受けた者であって、当該運転経歴証明書の交付年月日から起算して3年を経過しないもの <u>前条第1項</u>の規定によって得た額の5割引 エ <u>市内に住所を有する満75歳以上の者</u> <u>前条第1項</u>の規定によって得た額の5割引 <u>(2)</u> 略	号の区分に従い割引した額とし、小学生等については、その半額とする。 <u>6</u> 買物定期使用料及び持参人式定期使用料については、基準運賃額から<u>次条第3号</u>の区分に従い割引した額とする。 <u>7</u> 乗継定期使用料については、前3項に規定する額から、<u>次条第3号</u>に規定する割合を割引した額とする。 <u>8</u> 略 <u>9</u> 使用料の計算上生じた端数は、片道普通使用料、回数使用料及び定期使用料については、10円単位に四捨五入するものとする。ただし、小学生等の片道普通使用料及び定期使用料については、10円単位に切り上げるものとする。 <u>10</u> 略 (使用料の割引) 第8条 使用料の割引は、次の区分による。 (1) 片道普通使用料 ア 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者、都道府県知事が発行する療育手帳の交付を受けている者及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者並びにその介護人（1人に限る。） <u>前条</u>の規定によって得た額の5割引 イ 児童福祉法第12条の4及び第41条から第44条までに規定する諸施設により養護又は保護を受けている児童及びその付添人（1人に限る。） <u>前条</u>の規定によって得た額の5割引 ウ 道路交通法（昭和35年法律第105号）第104条の4第6項の規定により運転経歴証明書の交付を受けた者であって、当該運転経歴証明書の交付年月日から起算して3年を経過しないもの <u>前条</u>の規定によって得た額の5割引 <u>(2)</u> <u>回数使用料</u> ア <u>1,100円券</u> <u>9分1厘引</u> イ <u>3,300円券</u> <u>9分1厘引</u> ウ <u>5,700円券</u> <u>1割2分3厘引</u> <u>(3)</u> 略

奥州市男女共同参画推進条例新旧対照表

改 正 後	現 行
<u>奥州市男女共同参画及び性の多様性を尊重する社会づくり推進条例</u> 私たちのまち奥州市は、豊かな自然と先人が築いてきた歴史と文化を継承しながら、日本国憲法の理念に基づき、法の下での平等と人権の尊重に向けた様々な取組を行っている。 しかし、男女の人権の尊重に関する認識はいまだ十分とはいえず、性別による固定的な役割分担とこれを反映した慣行が残っている。さらには少子高齢化の進行、経済環境の変化など、私たちをとりまく社会情勢が急速に変化するなかで、男女が共同して取り組まなければならない多くの課題が存在する。<u>また、男女の性別等にかかわらず、性の多様性を尊重し合い、全ての人がともに生きていける社会の実現が求められている。</u> このような状況を踏まえ、誰もが性別等にかかわらず、自らの意思によって個人の能力と個性を最大限に発揮し、社会のあらゆる分野に対等に参画し、共に責任を担う社会の形成を図っていくことが重要である。 私たち奥州市民は、男女共同参画及び性の多様性を尊重する社会づくりを推進することにより、<u>全ての人の人権が十分尊重され、性別等にかかわらずその多様性を認め合い、次代を担う若者にとっても夢の持てる、豊かで活力のある社会の実現を目指すことを決意し、この条例を制定する。</u> (目的) 第1条 この条例は、男女共同参画及び性の多様性を尊重する社会づくりの推進（以下「<u>男女共同参画の推進</u>」という。）に関し、基本理念を定め、市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、男女共同参画の推進に関する施策の基本的事項を定めることにより、<u>男女共同参画及び性の多様性を尊重する社会づくり</u>を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。 (定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) 略 (2) <u>性別等</u> 生物学的な性別、性的指向（恋愛感情又は性的感情の対象となる性別についての指向をいう。以下同じ。）、ジェンダーアイデンティティ（自己の属する性別についての認識に関するその同一性の有無又は程度に係る意識をいう。以下同じ。）等をいう。 (3)～(6) 略 (基本理念) 第3条 男女共同参画の推進は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。 (1) <u>誰もが、個人としてその人権が尊重されること、性別等による差別を受けないこと及び個人として能力を発揮する機会が確保されること。</u> (2) 社会における制度又は慣行が<u>全ての人の</u>社会における活動の自由な選択に対して影響を及ぼすことがないよう配慮されること及び<u>誰もが性別等による固定的な役割分担にとらわれることなく多様な生き方を選択できること。</u>	<u>奥州市男女共同参画推進条例</u> 私たちのまち奥州市は、豊かな自然と先人が築いてきた歴史と文化を継承しながら、日本国憲法の理念に基づき、法の下での平等と人権の尊重に向けた様々な取組を行っている。 しかし、男女の人権の尊重に関する認識はいまだ十分とはいえず、性別による固定的な役割分担とこれを反映した慣行が残っている。さらには少子高齢化の進行、経済環境の変化など、私たちをとりまく社会情勢が急速に変化するなかで、男女が共同して取り組まなければならない多くの課題が存在する。 このような状況を踏まえ、男女が性別にかかわらず、自らの意思によって個人の能力と個性を最大限に発揮し、社会のあらゆる分野に対等に参画し、共に責任を担う社会の形成を図っていくことが重要である。 私たち奥州市民は、男女共同参画を推進することにより、<u>男女の人権が十分尊重され、次代を担う若者にとっても夢の持てる、豊かで活力のある社会の実現を目指すことを決意し、この条例を制定する。</u> (目的) 第1条 この条例は、<u>男女共同参画の推進</u>に関し、基本理念を定め、市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、男女共同参画の推進に関する施策の基本的事項を定めることにより、<u>男女共同参画</u>を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。 (定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) 略 (2)～(5) 略 (基本理念) 第3条 男女共同参画の推進は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。 (1) <u>男女の個人としての尊厳が重んじられること、男女が性別による差別を受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されること。</u> (2) 社会における制度又は慣行が<u>男女の</u>社会における活動の自由な選択に対して影響を及ぼすことがないよう配慮されること及び<u>男女が性別による固定的な役割分担にとらわれることなく多様な生き方を選択できること。</u>

奥州市男女共同参画推進条例新旧対照表

改 正 後	現 行
(3) <u>誰もが</u>社会の対等な構成員として、市における施策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されること。 (4) 家族を構成する<u>誰もが</u>、相互の協力と社会の支援の下に、家事、育児、介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、社会生活における活動を行うことができること。 (5) 略 (6) <u>誰もが</u>互いの性について理解を深め、それぞれの意思が尊重されることにより、生涯にわたり健康な生活を営むことができること。 (事業者の責務) 第6条 事業者は、基本理念に基づき、その雇用する<u>者</u>について、雇用上の均等な機会及び待遇を確保し、職業生活における活動と家庭生活における活動とが両立できるよう就労環境の整備に努めるとともに、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。 (性別等による人権侵害の禁止) 第7条 何人も、社会のあらゆる場において、<u>性別等</u>による差別的取扱い、セクシュアル・ハラスメント及びドメスティック・バイオレンスその他のあらゆる暴力的行為を行ってはならない。 <u>2 何人も、性的指向又はジェンダーアイデンティティの公表を本人に対し強制してはならない。</u> <u>3 何人も、本人の意に反して性的指向又はジェンダーアイデンティティを公表してはならない。</u> (公衆に表示する情報に関する留意) 第8条 何人も、公衆に表示する情報において、<u>性別等</u>による固定的な役割分担及び<u>前条各項</u>に掲げる行為を助長せず、かつ、これを連想させる表現を用いないよう配慮しなければならない。 (自営業における環境整備の推進) 第16条 市は、個人事業主及びその家族等により営まれている事業に従事する<u>者</u>が、対等な構成員として、自らの意思によって経営及びこれに関連する活動に共同して参画する機会が確保されるとともに、当該経営に関する活動と家庭生活における活動とが両立できるよう必要な環境整備を推進するものとする。 (相談への対応) 第18条 市は、<u>第7条各項</u>の規定による禁止行為その他男女共同参画の推進を阻害する要因に関する市民からの相談に対応するため、関係機関と連携して必要な措置を講じるものとする。	(3) <u>男女</u>が社会の対等な構成員として、市における施策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されること。 (4) 家族を構成する<u>男女</u>が、相互の協力と社会の支援の下に、家事、育児、介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、社会生活における活動を行うことができること。 (5) 略 (6) <u>男女</u>が互いの性について理解を深め、それぞれの意思が尊重されることにより、生涯にわたり健康な生活を営むことができること。 (事業者の責務) 第6条 事業者は、基本理念に基づき、その雇用する<u>男女</u>について、雇用上の均等な機会及び待遇を確保し、職業生活における活動と家庭生活における活動とが両立できるよう就労環境の整備に努めるとともに、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。 (性別による人権侵害の禁止) 第7条 何人も、社会のあらゆる場において、<u>性別</u>による差別的取扱い、セクシュアル・ハラスメント及びドメスティック・バイオレンスその他のあらゆる暴力的行為を行ってはならない。 (公衆に表示する情報に関する留意) 第8条 何人も、公衆に表示する情報において、<u>性別</u>による固定的な役割分担及び<u>前条</u>に掲げる行為を助長せず、かつ、これを連想させる表現を用いないよう配慮しなければならない。 (自営業における環境整備の推進) 第16条 市は、個人事業主及びその家族等により営まれている事業に従事する<u>男女</u>が、対等な構成員として、自らの意思によって経営及びこれに関連する活動に共同して参画する機会が確保されるとともに、当該経営に関する活動と家庭生活における活動とが両立できるよう必要な環境整備を推進するものとする。 (相談への対応) 第18条 市は、<u>第7条</u>の規定による禁止行為その他男女共同参画の推進を阻害する要因に関する市民からの相談に対応するため、関係機関と連携して必要な措置を講じるものとする。

奥州市まちなか交流館条例新旧対照表

改 正 後

(開館時間)

第 5 条 交流館の開館時間は、午前 9 時から午後 8 時までとする。ただし、市長が必要と認めるときは、これを変更することができる。

(使用料の減免)

第10条 市長（指定管理者が利用料金を収受する場合においては、指定管理者。次条において同じ。）は、必要があると認めるときは、規則で定めるところにより使用料（指定管理者が利用料金を収受する場合は、利用料金。次条において同じ。）を減額し、又は免除することができる。

(指定管理者の業務)

第14条 略

2 指定管理者は、前項第 1 号又は第 2 号の行為を行おうとするときは、あらかじめ市長に届け出なければならない。

3 指定管理者は、第 1 項第 4 号から第 6 号までの行為に関する基準を定めようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。承認を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

別表（第 8 条、第 9 条関係）

使用区分	基本使用料	付加使用料		
		冷房	暖房	電源
第 1 会議室	200円	100円	100円	100円
第 2 会議室	200円	100円	100円	100円
イベントスペース	1, 000円			100円
屋外イベントスペース	1 区画（10平方メートル）につき			100円
	100円			

備考 略

現 行

(開館時間)

第 5 条 交流館の開館時間は、午前10時から午後 9 時までとする。ただし、市長が必要と認めるときは、これを変更することができる。

(使用料の減免)

第10条 市長は、必要があると認めるときは、規則で定めるところ（指定管理者が利用料金を収受する場合においては、第14条第 2 項の規定により定めた基準によるところ。次条において同じ。）により使用料（指定管理者が利用料金を収受する場合は、利用料金。次条において同じ。）を減額し、又は免除することができる。

(指定管理者の業務)

第14条 略

2 指定管理者は、前項第 1 号、第 2 号及び第 4 号から第 6 号までのいずれかの行為を行おうとするときは、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。承認を受けた事項を変更するときも、同様とする。

別表（第 8 条、第 9 条関係）

使用区分	基本使用料	付加使用料	
		冷房	暖房
第 1 会議室	200円	100円	100円
第 2 会議室	200円	100円	100円
イベントスペース	1, 000円		

備考 略

奥州市布設工事監督者を配置する水道の布設工事及び布設工事監督者等の資格を定める条例新旧対照表

改 正 後	現 行
<u>(布設工事監督者の資格)</u> <u>第3条 法第12条第2項に規定する条例で定める布設工事監督者が有すべき資格は、次のとおりとする。</u> <u>(1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学（短期大学を除く。以下同じ。）又は旧大学令（大正7年勅令第388号）による大学において土木工学科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、3年以上水道、工業用水道、下水道、道路又は河川（以下この項において「水道等」という。）に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）</u> <u>(2) 学校教育法による大学又は旧大学令による大学において機械工学科若しくは電気工学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、4年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（2年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）</u> <u>(3) 学校教育法による短期大学（同法による専門職大学の前期課程（以下「専門職大学前期課程」という。）を含む。）若しくは高等専門学校又は旧専門学校令（明治36年勅令第61号）による専門学校（次号において「短期大学等」という。）において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後（専門職大学前期課程にあっては、修了した後。同号において同じ。）、5年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（2年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）</u> <u>(4) 短期大学等において機械科若しくは電気科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、6年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）</u> <u>(5) 学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令（昭和18年勅令第36号）による中等学校（次号において「高等学校等」という。）において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、7年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（3年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）</u> <u>(6) 高等学校等において機械科若しくは電気科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、8年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（4年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）</u> <u>(7) 10年以上水道等の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（5年以上水道の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）</u> <u>(8) 第1号又は第2号の卒業者であって、学校教育法に基づく大学院研究科において1年以上衛生工学若しくは水道工学に関する課程を専攻した後、又は大学の専攻科において衛生工学若しくは水道工学に関する専攻を修了した後、第1号の卒業者にあっては2年以上、第2号の卒業者にあっては3年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの（第1号の卒業者にあっては1年以上、第2号の卒業者にあっては1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）</u> <u>(9) 外国の学校において、第1号から第6号までに規定する課程に相当する課程を、当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、当該各号に規定する最低経験年数以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（当該各号に規定する水道等の最低経験年数の2分</u>	<u>(布設工事監督者の資格)</u> <u>第3条 法第12条第2項に規定する条例で定める資格は、次のとおりとする。</u> <u>(1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学（短期大学を除く。以下同じ。）の土木工学科又はこれに相当する課程において衛生工学又は水道工学に関する学科目を修めて卒業した後、2年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</u> <u>(2) 学校教育法による大学の土木工学科又はこれに相当する課程において衛生工学及び水道工学に関する学科目以外の学科目を修めて卒業した後、3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</u> <u>(3) 前2号の卒業者であって、学校教育法による大学院研究科において1年以上衛生工学若しくは水道工学に関する課程を専攻した後、又は大学の専攻科において衛生工学若しくは水道工学に関する専攻を修了した後、第1号の卒業者にあっては1年以上、前号の卒業者にあっては2年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</u> <u>(4) 学校教育法による短期大学（同法による専門職大学の前期課程を含む。）又は高等専門学校において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後（同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した後）、5年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</u> <u>(5) 学校教育法による高等学校において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、7年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</u> <u>(6) 外国の学校において、第1号若しくは第2号に規定する課程及び学科目又は第4号若しくは前号に規定する課程に相当する課程又は学科目を、それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれ当該各号に規定する最低経験年数以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</u> <u>(7) 10年以上水道の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</u> <u>(8) 技術士法（昭和58年法律第25号）第4条第1項の規定による第二次試験のうち上下水道部門に合格した者（選択科目として上水道及び工業用水道を選択したものに限る。）であって、1年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</u>

奥州市布設工事監督者を配置する水道の布設工事及び布設工事監督者等の資格を定める条例新旧対照表

改 正 後	現 行
<u>の1以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)</u> <u>(10) 技術士法（昭和58年法律第25号）第4条第1項の規定による第2次試験のうち上下水道部門に合格した者（選択科目として上水道及び工業用水道を選択した者に限る。）であって、1年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの（6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)</u> <u>(11) 建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第34条第1項及び第2項の規定による土木施工管理に係る1級の技術検定に合格した者であって、3年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの（1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)</u> （水道技術管理者の資格） 第4条 法第19条第3項に規定する条例で定める水道技術管理者が有すべき資格は、次のとおりとする。 <u>(1) 前条第1項第1号、第3号又は第5号に規定する学校において土木工学科若しくは土木科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後（専門職大学前期課程にあっては、修了した後）、同項第1号に規定する学校を卒業した者については3年以上、同項第3号に規定する学校を卒業した者（専門職大学前期課程にあっては、修了した者）については5年以上、同項第5号に規定する学校を卒業した者については7年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</u> <u>(2) 前条第1項第1号、第3号又は第5号に規定する学校において、工学、理学、農学、医学若しくは薬学の課程又はこれらに相当する課程（土木工学科及び土木科並びにこれらに相当する課程を除く。）を修めて卒業した後（専門職大学前期課程にあっては、修了した後）、同項第1号に規定する学校を卒業した者については4年以上、同項第3号に規定する学校を卒業した者（専門職大学前期課程にあっては、修了した者）については6年以上、同項第5号に規定する学校を卒業した者については8年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</u> <u>(3) 10年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</u> <u>(4) 前条第1項第1号、第3号又は第5号に規定する学校において、工学、理学、農学、医学及び薬学に関する課程並びにこれらに相当する課程以外の課程を修めて卒業した後（当該課程を修めて専門職大学前期課程を修了した場合を含む。）、同項第1号に規定する学校の卒業生については5年以上、同項第3号に規定する学校の卒業生（専門職大学前期課程にあっては、修了した者）については7年以上、同項第5号に規定する学校の卒業生については9年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</u> <u>(5) 外国の学校において、第1号若しくは第2号に規定する課程又は前号に規定する課程に相当する課程を当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、当該各号の卒業生ごとに規定する最低経験年数以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</u>	（水道技術管理者の資格） 第4条 法第19条第3項に規定する条例で定める資格は、次のとおりとする。 <u>(1) 前条の規定により布設工事監督者たる資格を有する者</u> <u>(2) 前条第1号、第4号及び第5号に規定する学校において土木工学以外の工学、理学、農学、医学若しくは薬学に関する学科目又はこれらに相当する学科目を修めて卒業した後（学校教育法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した後）、同条第1号に規定する学校を卒業した者については4年以上、同条第4号に規定する学校を卒業した者（同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した者）については6年以上、同条第5号に規定する学校を卒業した者については8年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</u> <u>(3) 前条第1号、第4号及び第5号に規定する学校において、工学、理学、農学、医学及び薬学に関する学科目並びにこれらに相当する学科目以外の学科目を修めて卒業した後（学校教育法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した後）、同条第1号に規定する学校の卒業生については5年以上、同条第4号に規定する学校の卒業生（同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した者）については7年以上、同条第5号に規定する学校の卒業生については9年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</u> <u>(4) 外国の学校において、第2号に規定する学科目又は前号に規定する学科目に相当する学科目を、それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれ当該各号の卒業生ごとに規定する最低経験年数以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</u> <u>(5) 10年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</u>

奥州市布設工事監督者を配置する水道の布設工事及び布設工事監督者等の資格を定める条例新旧対照表

改 正 後	現 行
(6) 略 <u>(7) 技術士法第4条第1項の規定による第2次試験のうち上下水道部門に合格した者（選択科目として上水道及び工業用水道を選択した者に限る。）であって、1年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの</u> <u>(8) 建設業法施行令第34条第1項及び第2項の規定による土木施工管理に係る1級の技術検定に合格した者であって、3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの</u> <u>2 1日最大給水量が1万立方メートル以下である専用水道については、前項第1号中「3年以上」とあるのは「1年6月以上」と、「5年以上」とあるのは「2年6月以上」と、「7年以上」とあるのは「3年6月以上」と、同項第2号中「4年以上」とあるのは「2年以上」と、「6年以上」とあるのは「3年以上」と、「8年以上」とあるのは「4年以上」と、同項第3号中「10年以上」とあるのは「5年以上」と、同項第4号中「5年以上」とあるのは「2年6月以上」と、「7年以上」とあるのは「3年6月以上」と、「9年以上」とあるのは「4年6月以上」と、同項第5号中「最低経験年数以上」とあるのは「最低経験年数の2分の1以上」と、同項第7号中「1年以上」とあるのは「6月以上」と、同項第8号中「3年以上」とあるのは「1年6月以上」とそれぞれ読み替えるものとする。</u>	(6) 略 <u>2 1日最大給水量が1,000立方メートル以下である専用水道については、前項第2号中「4年以上」とあるのは「2年以上」と、「6年以上」とあるのは「3年以上」と、「8年以上」とあるのは「4年以上」と、同項第3号中「5年以上」とあるのは「2年6箇月以上」と、「7年以上」とあるのは「3年6箇月以上」と、「9年以上」とあるのは「4年6箇月以上」と、同項第4号中「最低経験年数以上」とあるのは「最低経験年数の2分の1以上」と、同項第5号中「10年以上」とあるのは「5年以上」とそれぞれ読み替えるものとする。</u>